

年金広報の現状と今後の検討課題

令和元年5月29日
厚生労働省年金局総務課

I 年金広報の現状

I-1 年金制度の周知・広報に関する現状の主な取り組み

平成31年3月13日(水)
第8回 社会保障審議会
年金部会資料

国民の皆様へ、年金制度について正しく理解いただくとともに、制度に関する議論が建設的に進むことを目的として、年金制度の基本的な概要、財政検証の結果・制度改正の議論の状況等について周知を図るため、広報を行っている。

1 インターネット・パンフレットを通じた年金制度に関する周知・広報

- 年金保険制度をわかりやすく説明したパンフレットを作成
- 年金の仕組みや将来の見通しを分かりやすく解説したマンガを作成
- 年金の仕組みや手続きを説明したホームページの作成



国民年金保険制度について
周知するパンフレット



いっしょに検証！
公的年金（マンガ）



2 年金事務所と地域の高校、大学等が連携した学生を対象とする年金セミナーの開催

- 日本年金機構の職員が大学や高校等に伺い、年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくための「年金セミナー」を実施。

※平成29年度は、全国で延べ3,650回開催し、約28万人の生徒が受講



3 iDeCo（個人型確定拠出年金）に関する周知・広報

- 制度の実施主体である国民年金基金連合会や担い手である金融機関、金融庁等と連携した周知・広報を実施。

○ iDeCo広報に関する実績

- ・平成28年11月 iDeCoのロゴマークを作成
- ・平成29年3月 iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」決定
- ・平成30年8月末 加入者100万人突破



- このほか、テレビCMの放映やシンポジウムの開催、iDeCo公式サイト（国民年金基金連合会HP）でのiDeCoに関するマンガ・アニメ等の掲載など、様々な機会を捉えて広報を展開。

※ この他、毎年11月をねんきん月間と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動の展開（日本年金機構）。また、平成26年から毎年11月30日（いいみらい）を年金の日とし、賛同団体等と協働して、ねんきんネット等の活用により高齢期の生活設計に思いを巡していただくことを呼びかける取り組みを実施。

たくさんの方々に知らせる場合



ホームページ



ポスター



リーフレット・ちらし



年金セミナー

一人ひとりに伝える場合



通知・お知らせ



年金相談



コールセンター

I-2 年金ポータルの実施状況

- 年金制度や手続きについては、厚生労働省や日本年金機構など、さまざまな機関のホームページで個別にお知らせしていたが、国民の皆様にとって知りたい情報が見つけにくいなどの課題。
- 「年金広報検討会」（民間有識者から構成）で検討いただき、平成31年4月16日に「年金ポータル」を開設。



厚生労働大臣による記者発表

- 年金ポータルは公開当日には根本厚生労働大臣より、モニター画面を使って、年金ポータルのデモンストレーションにより紹介。



マスメディアによる報道

2019年4月17日 日本経済新聞(朝刊)

「年金ポータル」開設

厚生労働省は16日、年金に関する情報を分かりやすく伝えるポータルサイトを開設した。厚労省や日本年金機構など複数の関係機関のホームページに年金情報が掲載されているため、「必要な情報が見つかりやすい」との声が上がっていた。

自身の加入記録や将来の年金見込み額を調べられる「ねんきんネット」にもアクセスできる。年金ポータルのURLは<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>。

見込み額など確認容易に

説する。日本年金機構や年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)などへのリンクも掲げ、詳細な情報を得たい人がスムーズにアクセスできるようにする。日本の年金は仕組みが複雑でわかりにくいとの批判がある。制度への理解を深めてもらうため、サイトの作成では有識者の意見も取り入れた。

根本匠厚労相は同日の閣議後の記者会見で「年金ポータルを通じて公的年金や私的年金への理解を深めてほしい」と述べた。

2019年4月17日 朝日新聞(朝刊)

■「年金ポータル」サイト開設

厚生労働省は16日、年金についての情報や関連サイトをまとめたポータルサイト「年金ポータル」を開設した。厚労省や日本年金機構など複数の関係機関のホームページに年金情報が掲載されているため、「必要な情報が見つかりやすい」との声が上がっていた。

自身の加入記録や将来の年金見込み額を調べられる「ねんきんネット」にもアクセスできる。年金ポータルのURLは<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>。

2019年4月17日 東京新聞(朝刊)

公的サイト集め「年金ポータル」

厚生労働省は16日、年金について知りたい情報にアクセスしやすくするため、関連する公的サイトをまとめた「年金ポータル」を開設した。

年金は制度改正を繰り返してきた影響で仕組みが複雑になっている。関連サイトも厚労省や日本年金機構などばらばらに存在している。ポータルでは「20歳になったら?」「結婚するときは?」などライフイベントに合わせた項目を設け、適切なホームページへ誘導する。また「年金の将来は大丈夫?」といった疑問への回答も掲載している。アドレスは次の通り。<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/index.html>

I-2② 年金ポータルに対する反応

- 年金ポータルについては、T w i t t e rが多く寄せられている状況。
- 関係団体や金融機関等による年金ポータルのリンクや、市町村広報紙における広報活動が行われ始めており、今後、年金ポータルは徐々に広まるものと考えられる。

年金ポータルに対するtweetの例

- ・最初はこれくらいスッキリしている方が良いと思う。年金機構いきなりいっても初めての人にはわかりづらいとおもうので（自分が最初、そうだった）
- ・年金ポータル。省庁の情報は探しづらいという常識を覆している。これは探しやすい！
- ・年金ポータル、楽しみ。社労士合格したら作りたかったんだけどな、こういうの。先越された（笑）
- ・よく「公的年金」と呼ばれていますが、より正確には「公的年金保険」なんです！年金ポータル開設されました！ぜひご覧ください！

年金ポータルへのリンク等の状況

- 現在、様々な機関等からリンク掲示の要望が寄せられており、各団体にバナーを提供し、手続きを進めていただいている。

（リンクの例）

泉南市、赤穂市、刈谷市、宇和島市、志免町、呉信用金庫

- 様々な市町村に年金ポータルに関する広報記事を提供しており、今後、掲載される見込み。

アクセス促進のための課題

- 他方、5月27日時点でのアクセス状況は2,509件となっている。一つの要因として、検索サイトにおいて「年金」と検索しても「年金ポータル」が検出されないことが上げられる。

※「年金ポータル」と検索すると「年金ポータル」が検索結果の最上位に表示。

I-3 いっしょに検証！ 公的年金

公的年金の仕組みや財政検証についてマンガを使って分かりやすく説明したコンテンツであり、厚生労働省のホームページ上で平成26年5月より公開している。

1 広報目的

公的年金制度に対する疑問や不安を解消し、同時に公的年金制度へ理解を深めるため。

2 広報内容

公的年金の仕組みや財政検証についてマンガ（全13話）を使って分かりやすく説明し、加えてもっと詳しく知りたい人のために、各話の最後に詳細な解説やデータも掲載している。

また、世代別にポイントを解説するページを作成し、多くの人に読んでもらえるような工夫をするとともに、年金教育を目的とした教材として使ってもらえるように、マンガを活用したパンフレットも公開している。

なお、最新の情報を提供すべく、毎年度図の差し替えや数値・文章の更新を行っている。

3 広報方法

厚生労働省のホームページ上で公開している。

4 広報対象

若い人から高齢者まで全世代を対象としている。

【ホームページ(トップ)】



5 閲覧件数

1日あたり約850件※

※平成30年における1日あたりの平均件数。なお、件数はセッション数、すなわちサイトに訪問した回数であり、一定時間内にサイト内の複数ページを閲覧しても1件と数える。

平成29年10月に試行版として*iOS版&Android版*でリリース！

(有効なインストール端末数:約2万5千)

ねんきん情報アプリとは...

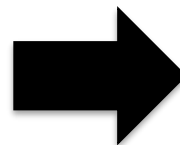
- 既存の広報媒体を活用し、若者が必要とする年金情報をテーマ毎に集約
- 年金額の簡易試算機能や各種手続き・社会保険料控除(金銭的效果)等の周知
- GPSによる年金事務所のルート案内
 - さまざまな情報をスマートフォンで欲しいときに、かつ、手軽に入手することが可能

スマートフォンに
アプリをダウンロード



ねんきん情報アプリ！

アプリを起動



ねんきん情報アプリでは、
以下のような情報が得られます！



マンガ



パンフレット



動画



ホームページ



トップページ

○国民年金のパンフレットとは

- ・市町村での国民年金業務の支援のため、窓口等に配置する
- ・国民年金の基本的な内容をまとめたもので、窓口での相談の前に利用者に参照してもらうことを想定
- ・内容ごとに8種類を作成、毎年4月に更新し、市町村で利用できるよう公開している

国民年金「はじめのはじめ」	国民年金の種類、仕組みを簡単に説明。
学生さんも20歳になったら国民年金	年金の制度が必要な理由、加入に必要な手続等を初めて加入する学生の方の思考に沿って説明。
忘れていませんか？国民年金のお手続き	年金の制度が必要な理由、加入に必要な手続等を厚生年金等の切り替え手続を行った方の思考に沿って説明。
国民年金「免除・猶予制度」	免除・猶予制度の種類や手続きの流れを簡単に説明。
国民年金「障害基礎年金」	障害年金の対象となる障害を視覚的に理解しやすくまとめたほか、要件、受給額、手続き等を説明。
国民年金「遺族基礎年金」	遺族になられた方が申請の準備として、必要なものを理解して貰える必要最低限の情報を記載。
国民年金「老齢基礎年金」	年金受け取り前世代に対して年金の請求時に必要な必要最低限の情報を記載。
手軽にできる国民年金の納め方	国民年金保険料の支払い方法や前納制度など支払い方法がお得になる方法について説明。



I-7 日本年金機構で作成する主なパンフレット等の一覧

名称	パンフレットの概要
アニュアルレポート	毎年度、機構の業務実績、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報などについて、年次報告書(アニュアルレポート)を発行し、公表する。
退職後の年金手続きガイド	主に退職者を対象に、退職後の年金に関する手続きのご案内を目的としたパンフレット。
知っておきたい年金の話	主に若年層を対象に、公的年金制度の仕組みについて正しい理解の普及を目的としたパンフレット。
事業主の皆様へ	事業主および厚生年金被保険者に年金制度の情報を提供するため、毎月社会保険加入事業所へ送付。納入告知書等に同封。
20歳を迎える方へ	20歳に到達する方に対し、国民年金の加入手続きや保険料の納付方法、学生納付特例制度等についての周知を行う。
老齢年金ガイド(遺族・障害もあり)	制度概要や各年金ごとの受給要件、年金手続きのご案内を目的としたパンフレット。
算定基礎届の記入・提出ガイドブック	毎年7月に提出が必要な算定基礎届の記入方法や記入にあたっての注意点等についてまとめたもの。HPIに掲載し周知する。

I-8 日本年金機構での年金セミナー、ねんきん月間の取り組み

1 年金事務所と地域の高校、大学等が連携した学生を対象とする年金セミナー

- 日本年金機構の職員が大学、高校、中学等に伺い、年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくための「年金セミナー」を実施。

※平成29年度は、全国で延べ3,650回開催し、約28万人の生徒が受講



2 ねんきん月間、「わたしと年金」エッセイ

- 毎年11月をねんきん月間と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動の展開（日本年金機構）。
- 日本年金機構が募集した「わたしと年金」エッセイの応募者（平成30年度1,154名）から、優秀な作品に厚生労働大臣賞、年金機構理事長賞を授与。

ねんきん月間、「わたしと年金」エッセイ募集のポスター

I-9 国民年金基金に関する主な広報の取組

媒体	内容
ダイレクトメール	・第1号被保険者の方にDM（ダイレクトメール）を年間530万通発送 ・発送時期は、6月、9月、12月・1月 
テレビ広告、新聞広報	・(テレビ広告) ・DM発送に合わせてテレビCMをオンエア（6月、9月、12月、1月） ・メリットを訴求する内容にて制作（新聞広告） ・9月に中央2紙、1月に地方紙48紙及び中央1紙（関東版） 
インターネット広告	・Yahoo!、Googleにリスティング広告やリターゲティング広告を通年で実施 ・オーディエンス拡張広告をDM発送に合わせて約1ヵ月間実施（6月、9月、12月、1月） 
国民年金基金連合会ホームページ特設サイト	・国民年金基金の理解促進のためのマンガコンテンツをホームページ特設サイトに掲載（閲覧件数H31.1 4,262件/月） ・マンガコンテンツを冊子作成し、委託募集機関等の関係機関へ配布（約16万部） 
国民年金基金の広場（冊子）	・国民年金基金の受給者の声や委託募集機関の活動状況を掲載 ・4月、7月、10月、1月の年4回発行、各発行部数約13,000部 ・委託募集機関等の関係団体へ配布、国民年金基金制度の理解促進を実施 
ポスター、パンフレット	・ポスター約3万部、パンフレット約48万部を作成、配布 

I-10 個人型確定拠出年金(iDeCo)に関する主な広報の取組

① シンポジウム、セミナーの開催

※一般の方や霞ヶ関で勤務する公務員を対象に開催。主な開催実績は下記の通り。

➤iDeCoシンポジウム（平成29年3月～平成30年12月開催）

※計5回開催（東京、横浜、大阪、福岡、札幌） 参加者数（のべ）：約1,200名

➤霞ヶ関iDeCoセミナー（平成29年10月～平成30年6月開催）

※計3回開催（厚生労働省講堂等） 参加者数（のべ）：約1,600名



霞が関iDeCoセミナーの様子



iDeCoシンポジウムの様子

② iDeCo公式サイトの充実及び加入者の行動分析

（平成30年9月以降随時）【iDeCo公式サイト閲覧数：約16万/月】

※iDeCo公式サイトにおいて、マンガやアニメによるiDeCoの紹介、加入者の声を活かした動画コンテンツ等を掲載し、継続的に情報発信を行い、検索サイト（Yahoo!、Google）、SNS（Facebook）においてリスティング広告を実施。

※iDeCo加入者及び未加入者に対してインターネット調査を行い、加入に至った背景や加入に至らない障壁が何であるか等を探るための分析を実施。



iDeCo公式サイト



マンガ・アニメ



加入者の声を活かした動画コンテンツ

③ ポスター、パンフレット、導入ガイド等の作成（平成28年9月以降随時）

※金融機関や関係団体へ配布し、各金融機関主催のセミナー等で積極的に活用。

【主な作成：iDeCoポスター約2万部、iDeCoパンフレット（加入者100万人突破記念ロゴ入り）約30万部、iDeCo+導入ガイド約20万部】



iDeCoポスター



iDeCoパンフレット（加入者100万人突破記念ロゴ入り）



iDeCo+導入ガイド

④ 民間企業や大学生を対象に勉強会を実施（平成30年7月、10月、平成31年2月）

※若者の年金制度の理解向上のため、iDeCoを含む年金制度等の基礎的な説明を行う勉強会を実施。

※開催実績：民間企業2社、大学1校 参加者数（のべ）：260名



民間企業におけるセミナーの様子



大学におけるセミナーの様子

I-11 GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の広報活動

GPIFでは、積立金運用に関する透明性や説明責任等の観点から、HPや各種報告書、SNSなどを通じた広報活動を実施。

1 広報の主な内容

1. 運用に関すること（運用実績や運用手法、スチュワードシップ活動等）
2. 積立金の役割や長期分散投資の有効性（GPIFの理解促進に繋がる内容）

2 広報の主な手法

1. GPIFホームページによる広報（平成30年に全面リニューアル済み。HPコンテンツも随時追加予定）
2. 業務概況書、ESG活動報告書による情報開示（それぞれ年1回、3,500部＜日本語版＞を用意）
3. TwitterやYouTubeでの情報発信（随時。平成29年度の閲覧回数の累計は、Twitterが約393万回、YouTubeが4,736回）
4. 外部講演（主に投資先企業や運用業界向け）やイベント参加

【Twitterでの投稿事例】



【YouTubeでのGPIF紹介動画】



【ホームページ（トップ）】



【個人投資家向けのイベント参加】

投資家の祭典、GPIFも初参加 個人とガチンコQ&A

「インデックス投資ナイト」金融庁幹部も登壇



2017/7/12



インデックス投資ナイトは毎回千代田区で実施される人気イベントだ

インデックス（指数）連動型投資信託などで長期の資産形成をしている個人投資家が年に1度開く手作りイベント「インデックス投資ナイト」。2017年は7月8日に東京・渋谷のイベントスペース「東京カルチャーカルチャー」で開催した。今回初めて年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）や金融庁の幹部も登壇し、個人と交流した。

I-12 「ねんきんネット」の概要

平成31年3月13日(水)
第8回 社会保障審議会年金部会資料

事業の概要

- 平成23年2月末から、被保険者や受給者の方が、いつでもどこでも、ご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる仕組みとして「ねんきんネット」を開始。
- これまでに、年金見込額試算、電子版ねんきん定期便、未統合記録検索、届書の作成支援、スマートフォン対応、通知書の再発行機能などの利便性向上を図る機能拡充を実施。
- 平成30年10月末には、マイナポータルとの属性連携機能を構築し、「ねんきんネット」の利用登録を行っていない場合でも、マイナポータルからログイン可能とした。
- アクセスキー(*)の活用等による利用促進の取組を実施することで、ユーザID発行件数は565万件(平成30年9月末時点)となっている。

これまでの取組

「ねんきんネット」機能の変遷

	平成	23	24	25	26	27	28	29	30
○記録の確認機能 ・年金記録照会 ・電子版「ねんきん定期便」 ・年金記録の一覧表示	国民年金保険料の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等の確認 「ねんきん定期便」の電子版(PDF)の閲覧・ダウンロード 加入制度、加入月数、保険料納付額、年金(見込)額の一覧を一見で確認	23.2～	24.4～		26.3～				
○年金見込額試算機能 ・年金見込額試算	お客様ご自身による老齢年金の見込額の試算	23.10～(被保険者) ※24.9～(待機者)、25.4～(受給者)							
○利便性向上を図る機能 ・電子版「年金の支払いに関する通知書」 ・未統合記録検索(持ち主不明記録検索) ・届書の作成支援 ・通知書再交付申請	年金の支払いに関する通知書(年金振込通知書等)の電子版(PDF)の閲覧・ダウンロード 持ち主が分からない(基礎年金番号に紐付かない)年金記録の検索 機構に提出する主な届書を簡単に作成 機構から送付する通知書の一部を再交付申請	24.6～	25.1～ ※国民年金の死亡者記録検索は、23.10から実施	26.3～				30.3～	

「ねんきんネット」利用促進の取組

・「ねんきん定期便」を活用して全加入者にアクセスキーを郵送□ ・年金事務所でのアクセスキー発行によるユーザID取得勧奨□ ・「年金記録確認のお願い」を活用して受給者にアクセスキーを郵送 ・紹介用動画をYouTubeに公開□ ・「ねんきんネット」ホームページの作成 ・20歳到達者等へのアクセスキー通知書の送付□	23.4～ 23.10～ 25.2～25.10 27.11～ 28.11～ 29.4～ 30.1～ 30.6～
--	--

(*)「アクセスキー」は、「ねんきんネット」の利用登録がすぐに行える「17桁の番号」。利用登録後、「ユーザーID」をメールにより即時発行するので、簡単に「ねんきんネット」を利用することが可能。

I-13 日本年金機構が送付する主な通知書類等の一覧

平成31年3月13日(水)
第8回 社会保障審議会年金部会資料

名称	通知の概要	送付時期	送付件数
ねんきん定期便	保険料納付の実績や将来の給付に関する情報などを分かりやすい形でお知らせする。	年1回	約6,362万件
国民年金適用勧奨状	会社を退職後に国民年金第1号被保険者への加入手続きがされていない者等に対し加入の勧奨を行う。	毎月	約248万件
口座振替案内勧奨状	現金で納付している優良納付者に対し、口座振替納付(変更)申出書を同封し口座振替の勧奨を行う。	年1回	約178万件
免除申請書(TA)	前年所得によりに全額免除・納付猶予に該当する者にハガキ様式の申請書を送付し、全額免除・納付猶予の勧奨を行う。	毎月	約161万件
学生納付特例申請書(TA)	前年度の学生納付特例が承認されている者で、翌年度以降も在学予定の者にハガキ様式の申請書を送付し、学生納付特例の勧奨を行う。	毎月	約127万件
特別催告状	未納期間を有する者に対し、前年所得、未納期間、年齢等によりカテゴリーに区分し、財産の差押えを明示して送付し納付勧奨を行う。	毎月	約868万件
国民年金保険料納付書	国民年金保険料の額・納付期限を通知するとともに、各月分、前納分の納付書を送付し、金融機関等での納付を促す。	毎月	約1,826万件
算定基礎届(TA)	全ての適用事業所に対し、被保険者情報を印字した算定基礎届を送付し、提出を促す。	年1回	約168万件
賞与支払届(TA)	賞与支払予定月が登録されている適用事業主に対し、被保険者情報を印字した賞与支払届を送付し、提出を促す。	毎月	約150万件
保険料納入告知書	保険料納付方法が口座振替以外の現金納付する事業所へ送付する。	毎月	約24万件
扶養親族等申告書	所得税法上の規定により、対象となる年金の額が一定額以上の受給者に対し、各種控除を行うため、申告書を送付し、提出を求める。	年1回	約836万件
裁定請求書(65歳時ハガキ)	65歳以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金の裁定請求について、申請書の送付を行う。(繰下げ意思も確認する)	毎月	約119万件
源泉徴収票	老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、源泉徴収票の送付を行う。	年1回	約3,742万件
振込通知書	年金受給者の指定口座へ年金を振り込む際に、その内容(内訳)を案内するための通知。	毎月	約5,416万件
年金請求書(老齢)	年金支給開始年齢に到達する直前に、予め年金加入履歴等が記載された年金請求書を本人あてに送付を行う。	毎月	約132万件

○日本年金機構が送付する通知等のうち、「ねんきん定期便」、「催告状」、「年金請求書」について、昨年、分かりやすい文面とすることやイメージ図の活用等による改善を実施(「通知書類等の改善」を参照)。

○今後、その他の通知書類等についても、同様の改善を図る予定。

I-14 通知書類等の改善(「ねんきん定期便」 ※50歳未満ハガキの例)

主な改善点

- ・文字を削減し、大きく記載
- ・繰り下げ受給のメリットを図を活用して説明
- ・保険料納付が将来の年金額の増加に繋がる点を図を活用して説明
- ・老後の生活設計について考えてもらうメッセージを記載 など

改善前(平成30年度)

ねんきん定期便

表

大切なお知らせ(平成30年度)「ねんきん定期便」です。必ず中身をご確認ください。「ねんきんネット」へ登録するためのアクセスキーもご案内!

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都豊島区高井西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。失効の方へも必ずご確認ください(必ずお読みください)。

照会番号 公務員共済の加入者番号 私立共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として12月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

2. これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金 老齢基礎年金 国民年金基礎年金(第1号被保険者) 354,600円

(2) 厚生年金保険 一般厚生年金(国民年金(c)) 厚生年金保険(第1号被保険者) 8,937,296円

公務員厚生年金(国民年金(c)) 0円

私立共済厚生年金(国民年金(c)) 0円

(1)と(2)の合計 1,067,561円 9,291,896円

この「ねんきん定期便」の表示内容については、http://www.nenkin.go.jp/n_net/をご覧ください。

改善後(平成31年4月~)

ねんきん定期便

表

大切なお知らせ(平成31年度)「ねんきん定期便」です。必ず中身をご確認ください。「ねんきんネット」へ登録するアクセスキーもご案内!

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都豊島区高井西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。失効の方へも必ずご確認ください。

照会番号 公務員共済の加入者番号 私立共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として12月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

2. これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金 老齢基礎年金 国民年金基礎年金(第1号被保険者) 354,600円

(2) 厚生年金保険 一般厚生年金(国民年金(c)) 厚生年金保険(第1号被保険者) 8,937,296円

公務員厚生年金(国民年金(c)) 0円

私立共済厚生年金(国民年金(c)) 0円

(1)と(2)の合計 1,067,561円 9,291,896円

この「ねんきん定期便」の表示内容については、http://www.nenkin.go.jp/n_net/をご覧ください。

あなたの年金 簡単便利! ねんきんネット!

- 「ねんきんネット」をご利用いただくことにより、24時間いつでも、ご自宅のパソコン・スマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。
- 「年金の受給開始年齢を変更する場合」など、さまざまな条件に合わせた年金加入記録を確認できます。将来の生活設計に役立てることができます。
- 日本年金機構から送付している年金の支払いに関する通知書等について、内容が正確かどうかを確認できます。
- 「ねんきんネット」をご利用いただくために、最新の登録が必要で、右記「お客様のアクセスキー」で、簡単に登録できます。

電子版「ねんきん定期便」の活用

- 「ねんきんネット」では、電子版「ねんきん定期便」をいつでも確認することができます。毎月1日に送付される「ねんきん定期便」より1〜2ヶ月早く内容を確認できるメリットに加えて、ダウンロード機能なども便利です。
- 「ねんきんネット」では、電子版「ねんきん定期便」の活用により、最新の登録が必要で、右記「お客様のアクセスキー」で、簡単に登録できます。

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは、下記番号へ

0570-058-555

TEL:03-6700-1144 FAX:03-6700-1144

受付時間 月 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
火 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
水 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
木 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
金 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
土 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
日 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
※お電話が混雑している場合は、お電話の受付時間外に受付いたします。

お客様のアクセスキー

○「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。

○「ねんきんネット」のご利用登録画面で、「アクセスキー」を「ねんきんネット」に入力することにより、簡単に登録できます。

※最新のアクセスキーは、年金手帳・国民年金手帳通知書、平成28年度にお送りした「ねんきん定期便」などに記載されています。

※紙にユーザIDをお持ちの、ユーザID/パスワードをお入れの場合は、再度、ご利用登録をお願いします。

詳しくはWEBで!
http://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンでのご利用登録は、こちらから

お客様のアクセスキー

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成されており、平成30年6月までの加入記録が反映されています。

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

最新の月別状況です

表裏の年金加入期間(下段の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方は、必ず、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月(令和)	国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
29年6月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年7月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年8月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年9月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年10月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年11月	厚年	620	56,364	厚年	620
29年12月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年1月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年2月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年3月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年4月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年5月	厚年	620	56,364	厚年	620
30年6月	厚年	620	56,364	厚年	620

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか?

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・年金受給開始年齢を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 - ・全期間の年金記録の確認
 - ・通知書の再交付申請
- 24時間いつでも、パソコン・スマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を老後の生活設計にご活用下さい。
- 基礎年金番号と「お客様のアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご利用下さい。
- ※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで [ねんきんネット](http://www.nenkin.go.jp/n_net/) **検索** QRコード

スマートフォンでのご利用登録は、QRコードで

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは **0570-058-555**

※050から始まる電話でお問い合わせの際は **03-6700-1144**

【受付時間】月 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
火 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
水 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
木 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
金 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
土 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
日 曜日 午前8時30分〜午後7時0分
※お電話が混雑している場合は、お電話の受付時間外に受付いたします。

1. これまでの保険料納付額(累計額)

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
※お電話が混雑している場合は、お電話の受付時間外に受付いたします。

「ねんきん定期便」の見方は、http://www.nenkin.go.jp/n_net/ **検索**

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として12月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

3. これまでの加入実績に応じた年金額

国民年金(a)	国民年金(c)	厚生年金保険(b)	加入期間に応じた年金額(年間)	保険料納付額(累計額)
第1号被保険者(国民年金(a))	第3号被保険者(国民年金(c))	第1号被保険者(厚生年金保険(b))	国民年金基礎年金(第1号被保険者)	国民年金保険料(第1号被保険者)
30月	0月	30月	482,709円	354,600円
一般厚生年金	公務員厚生年金(国民年金(c))	厚生年金保険(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)	厚生年金保険料(第1号被保険者)
255月	0月	255月	604,852円	8,937,296円
(1)と(2)の合計			1,067,561円	9,291,896円

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは、
目的の自由な
方法での
検索コードです。

I-15 通知書類等の改善(国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状))

送付対象者:国民年金保険料に未納がある者
送付人数 :約680万人(平成29年度送付分)
実施時期 :年に2回

【主な改善点】

- ・保険料未納のデメリットを目立つ表面に図を活用して説明
- ・大半の方は保険料を支払っている旨を明記
- ・文字を削減

改善前

改善後（平成31年11月～）

[illegible][illegible]

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

ご事業への際には、委託事業者および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

委託事業者の訪問員にお客様の自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構発行の身分証明書をお客様に提示いたします。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 年金機関内コンピュータシステムにおいてA T M 操作をお願いすることはありません。
- 年金手帳や年金証書等を預かりすることは一切ありません。

国民年金保険料の未納は、年金の受け取りに影響します

保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金は、満額にはなりません。

さらに、「**保険料の未納が続くと、「国民年金滞年者」「滞年者滞年者」「老齢基礎年金未納者」**と、必ず保険料を納めたことができない場合が起りますので、必ず保険料を納めてください。」と、上記「国民年金保険料納付・納付滞り制度」「学生給付特別制度」の手続きをさせていただきます。

また、保険料を滞納していると、納付義務のある方の財産が差し押さえされる場合があります。

※ 納付義務のある方、被保険者本人、その配偶者、世帯主

保険料の免除・滞り制度等があります

経済的な理由などで保険料を納付することが難しい場合は、「**国民年金保険料免除・納付滞り制度**」の申請を行うことができます。

保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取れない場合があります。申請は必ず事前にお願いします。

「国民年金保険料免除・納付滞り制度」の申請は、平成26年4月1日法律が改正され、保険料の滞り期間から2年を過ぎていた場合でも申請が可能になりました。

そして、さかのぼって申請できるようになりました。詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

国民年金機構ホームページもご利用ください

日本年金機構 検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

・年金に関するお知らせや「年金Q&A」をご覧ください。
 ・「ねん金ネット」を利用してご自身の年金加入記録を確認し4欄まで入力。
 このサービスをご利用いただくには、あらかじめユーザID・パスワードのお申し込みが必要です。

国民年金免除 検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/index.html>

滞りした保険料は滞納の対象となります

納めた国民年金保険料の金額が**国民年金保険料滞納の対象**となり、徴収の負担が軽減されます。

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施となり、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際は、委託事業者および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問がお客様のご自宅を訪問するため、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、近隣の年金事務所までご相談ください。

- 金庫開けやカード二重取りなどして A T M 操作をお願いすることはありません。
- 年金手帳や年金証書等を預かることは一切ありません。

年度		未納月数	未納金額
平成 28	0 月	0 円	
		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
		- - - - - A A A A A A A A	
年度		未納月数	未納金額
平成 29	0 月	0 円	
		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
		A A A A A A A A A A A A A A	
年度		未納月数	未納金額
平成 30	5 月	81,700 円	
		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
		A A * * * * *	
合 計		未納月数	未納金額
		5 月	81,700 円

※ 納付期間が割れていない場合は、空白としています。

納付状況の符号解説

△ 自由市町	◎ 学生納付特例
△ 市町村合併	◎ 継続受給者
△ 入会・退会	△ 免除（年齢）
△ 加入・脱会	△ 免除（所得）
△ イラフ（若年無職・高齢世帯に加入）	- 継続納付と継続減額
／ 厚生年金被保険者・国民健康保険に加入している期間またはその期間の間	

(注) 納付状況に「○」と記載していません。

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由などで保険料を納めることが難しい場合は、「**国民年金保険料免除・納付猶予制度**」の申請を行うことができます。

保険料を納めたまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年前までのかたの届出で申請できます。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予された「**学生納付特例制**」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

[国民年金 免除](#) [検索](#)

開封方法

① の箱に左記の方法へついでに② に従って行ってください。

新たな保険料は控除の対象となります

納められた国民年金保険料の金額が**社会保険料控除の対象**となりますので、税金負担が軽減されます。

1810 1031 002

1. 年金請求書について

送付対象者：①受給資格期間10年を満し、かつ支給開始年齢※に到達した者

※平成30年度現在、男性は62歳、女性は61歳(老齢基礎年金のみまたは厚生年金加入期間が1年未満の場合は65歳)

②特別支給の老齢厚生年金を受給しており、65歳に到達した者(65歳時ハガキ)

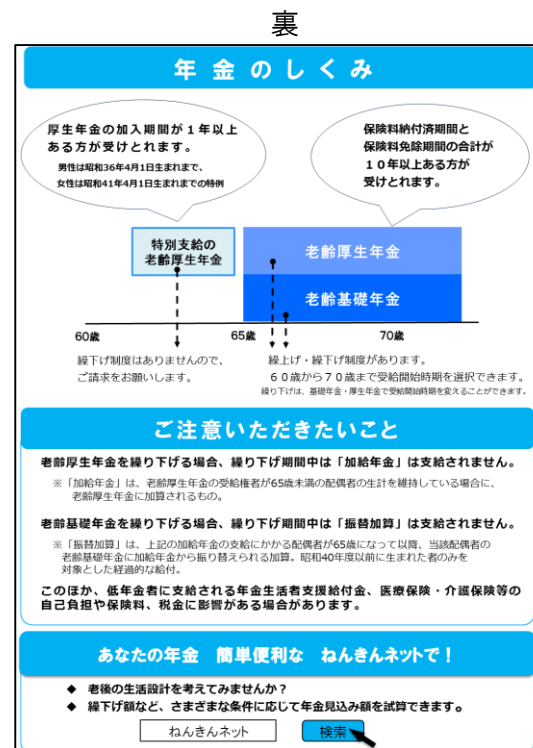
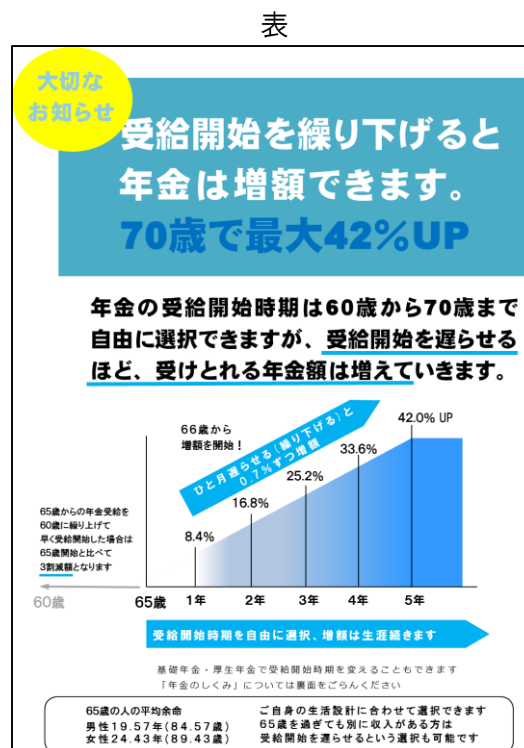
送付人数：①約119万人(平成29年度送付分)

②約132万人(平成29年度送付分)

2. 改善事項について

- ① 文字をできる限り減らし、大きくする。(65歳時ハガキ及び同封リーフレット)
- ② 書類の名称を簡素化する。(65歳時ハガキ)
- ③ 受給開始時期が選べることを前提にした記載に改める。(65歳時ハガキ)
- ④ 「受給開始を遅らせた場合、最大42%増となること」を具体的に説明するリーフレットを新たに作成し、同封する。

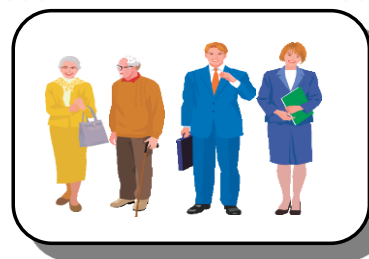
新たに同封するリーフレット



平成29年度 年金相談件数 1496 万件

来訪相談	659 万件
出張相談	8 万件
電話相談	827 万件
文書相談	2 万件

年金受給権者・被保険者等



年金事務所(312事務所)

来訪相談	559 万件
出張相談	7 万件
電話相談	212 万件
文書相談	1 万件

年金相談センター(80カ所)

来訪相談等 100 万件

日本年金機構本部

文書相談 1 万件

社会保険オンラインシステム

オンライン

コールセンター

ねんきんダイヤル
(席数:1千席)

電話相談	545 万件
予約受付	73 万件

ねんきん定期便・ねんきんネット
専用ダイヤル(席数:1百席)

電話相談 71 万件

相談の内容

- ・ 年金受給権者、被保険者の各種手続き
- ・ 年金受給権者の年金受給額
- ・ 年金受給権者、被保険者の加入期間、見込額 等

Ⅱ 今後の年金広報の戦略的な展開に関して 議論していただきたいこと

Ⅱ-1 年金行政の変化

生き方・働き方の多様化等に伴い、これからの年金行政においては、

・「世代と世代の支え合い」による「終身の保障」という公的年金の特徴を活かして、長期化する老後生活の基本部分を安定的に支える制度を堅持していくことと併せて、

・一人ひとりの多様化するニーズに応えるための企業年金・個人年金の普及・発展を図ることが重要となっている

人生100年時代構想会議 中間報告(平成29年12月)(抜粋)

○我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。こうした人生100年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになる。また、長い人生を通して自分の家族を支えなければならないため共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していく。こうした「超長寿社会」を世界に先駆けて迎える日本において、単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどう可能としていくか。教育や雇用制度、社会保障など、国の制度はどうあるべきなのか。

高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)(抜粋)

- 年金の受給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65歳より後に受給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。
- 私的年金制度は公的年金の上乗せの年金制度として、公的年金を補完し、個人や企業などの自助努力により、高齢期の所得確保を支援する重要な役割を担っている。個人型確定拠出年金(iDeCo)について加入者範囲の拡大等や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知等を行うとともに、確定給付企業年金についてリスク分担型企業年金制度等の周知等を行うことにより、私的年金制度の普及・充実を図る。

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

- このような、人口減少の加速化、平均寿命の延伸、高齢者像の変化など様々な経済社会の変化を踏まえ、年齢による画一的な考え方やそれに基づく制度を見直す必要がある。その際、人生100年時代の到来を見据え、個人や企業の役割、社会保障教育、住宅政策や労働政策、さらにはマイナンバー制度の利活用やテクノロジーの飛躍的発展との関係を踏まえた幅広い視点に立った議論が求められる。
- 実際、高齢者の身体年齢は若くなっており知的能力も高く、65歳以上を一律に「高齢者」と見るのは、もはや現実的ではない。年齢による画一的な考え方を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジフリー社会を目指す。

Ⅱ-2 「年金広報」をめぐる環境の変化

1. 広報媒体の多様化と広報の利用者の変化

- SNS (Social Networking Service) が劇的に普及したことにより、年代・ライフスタイルごとに利用する広報媒体に違いが現れているのではないかな。

2. 就労環境の変化など一人ひとりの多様なライフコースへの対応

- 様々な世代の者が利用する公的年金制度について、多様なライフコースに沿って情報発信する必要があるのではないかな。
- 一人ひとりの生活設計に応じて公的年金をいつから受給するのか、自ら選ぶようになって来ているのではないかな。

3. 高齢期の所得保障手段の多様化

- 私的年金を含めた高齢期の所得保障手段が多様化したことにより、退職後の生活設計に対する情報ニーズが高まってきているのではないかな。
- 従来の「制度の周知」から「一人ひとりの退職後の所得保障手段の選択の支援」へ変わってきているのではないかな。

Ⅱ-3 今後の年金広報の方向性

年金広報をめぐる環境変化を踏まえつつ、一人ひとりの選択を支援し、適切な行動を促す役割を果たすためには、今後、年金広報の改善に取り組んでいく必要

1. 技術革新への対応、きめ細かさ・わかりやすさの改善等

- 適切な選択に資するような、わかりやすい広報を追求
- 新しい手法の活用等により、一人ひとりの多様な状況（世代や職業など）にきめ細かく対応した情報提供等を実施し、さらに行動を支援

2. 公的年金と私的年金を合わせた総合性の強化

- 公的年金・私的年金やその他の資産形成手段について、幅広く情報を提供し、自分に相応しいものを選択できるようにする
- 行政内部だけでなく金融機関なども含めて、連携体制の構築を図る

3. 行動経済学の活用など行動変容を促す広報のあり方

- 一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な行動変容を促す

4. 効果把握・PDCAサイクルの強化

- 広報が適切な選択・行動につながったかを把握し、PDCAによって絶え間なく手法等を改善

Ⅱ-4 当面の年金広報の展開

今後の年金広報の方向性を踏まえつつ、当面の取組みとしては、

- ・従来の広報活動（既存の事業や広報手法等）の全般的な見直し
 - ・新たな取組みの検討と体制作り
- を進めていく

従来の広報活動の全般的見直し

- 既存の広報媒体の見直し（ウェブサイト、年金情報アプリ、各種通知・お知らせなど）
- 関係機関における広報活動の現状把握と連携の強化

新たな取組みの検討と体制作り

- 新制度への対応（年金生活者支援給付金）
- 若年世代への広報の強化（コンテスト、年金対話集会）
- 「年金広報検討会」を軸とした新規事業の検討とPDCAサイクルの構築

Ⅱ-5 今後の展開例(学生との年金対話集会)

趣旨

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金について語り合うことを通して、学生に年金の問題について考えていただくとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かしていく

(概要)

- ・ 本年6月～9月に全国計5カ所で開催予定
- ・ 大学や市町村に協力いただき、大学生や20～30代前半の若者30～40名が参加して開催
- ・ 年金制度の説明を行った後、座談会形式で年金をテーマに学生と職員が意見交換
- ・ 開催後、厚生労働省ホームページや大学・市町村の広報誌等で対話集会の様子を公表

(開催予定)

6月12日	愛知県立大学
7月23日	北海道大学
7月中旬	東北公益文科大学
9月	大妻女子大学、県立広島大学